

いよいよ師走・・・いつもこの月を迎えて思うことは、苦勞と喜び、悩みと感謝の中で矢のごとく過ぎて行った一年のことです。

今年も皆様方大変なご協力を頂き、数々の事業・行事がすばらしい成果を上げ、多くの人々からお褒めをいただきましたことをご報告申し上げ、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

こうした事業・行事の財源は皆様からいただいた会費によって賄われて居ります。

皆様の会費は凡そ全額が事業費として使われているとご認識をいただきたいと思ひます。

なかでも議員、常議員、正副会頭の方には特別会費制度があつて、総額 1,420 万円という多額のご負担を頂いて事業予算が成り立っております。この様な特別会費制度は、私共の会議所だけでなく、全国共通の仕組みですが、それぞれ地域によって同額ではなく、かなりの差があります。私共の総務財政委員会においても、これは軽減できないか？という論議が続けられて居ります。

こうした原因は商店街、まちづくりの費用負担がすべて会議所、商店会、自治体等でほとんど負担しているからであります。この負担を従来の商店会、会議所、自治体等だけでなく、地権者、大型店、チェーンスーパー、チェーンレストラン、コンビニ等にも充分の負担を求めるといふ考え方が多くなつて居ります。

地域活性化による受益者たちが等しく参加負担して行くといふ考え方（略称）「B I D」が1987年にニューヨーク、グランドセントラル駅周辺で成功してから全米、カナダで 1,000 ヶ所以上に広がり、いまや英国、ドイツでも導入され、日本でも大分県で「小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例案」が議員提案され、可決される見通しと報じられて居ります。こうした動きは世田谷区、名古屋市、東京都議会にも波及して条例制定へと検討が始まったと伝えられて居ります。条例には罰則はありませんが、法令順守重視を尊重する大型チェーンは多いので、事実上の加入義務付けの効果は出てくると思われ、これからは、各商店会、会議所によって、伝統行事の祭り、花火、盆踊り、芸能保存或いは清掃安全警備、環境保全の一方的な努力とその運営費用をコンビニ、チェーン店にも「ただ乗り」させることなく、応分の負担を求める地方自治体が多くなると思われます。

どうか会員の皆様にもこうした時の流れをご理解くださり、当地においても一早く条例化へと声を大にして頂き、これからは自治体、商業者、地権者などが一丸となつて地域ぐるみでまちづくりを目指す君津市でありたいと願つて居ります。